

品川区耐震化アドバイザー派遣事業実施要綱

制定 平成 20 年 1 月 7 日 区長決定

要綱第 12 号

改正 平成 21 年 4 月 1 日 要綱第 430 号

改正 平成 22 年 3 月 18 日 要綱第 33 号

改正 平成 25 年 4 月 1 日 要綱第 42 号

改正 平成 27 年 2 月 23 日 要綱第 53 号

改正 平成 30 年 5 月 1 日 要綱第 134 号

改正 令和 3 年 3 月 25 日 要綱第 39 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、建築物の耐震化に関する区民等の要望に対して、耐震化アドバイザーを派遣し、耐震化アドバイザーの適切な助言等により耐震化の促進を図り、建築物の安全性の向上および災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震化アドバイザー 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく建築士の免許を有し、建築物の耐震化技術等に精通している者で、区長の依頼により協定機関が所属会員から選任した者（以下「アドバイザー」という。）をいう。

(2) 協定機関 区長と「品川区耐震化アドバイザー派遣業務に関する協定書」を締結した専門機関をいう。

(3) 非木造共同住宅のうち、ア、イ、ウのいずれにも該当するもの（以下「マンション」という。）また、ア、イ、エのいずれにも該当するもの（以下「小規模マンション」という。）

ア 2 以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する区分所有者をいう。）が存するもので、人の居住の用に供する専有部分があるもの

イ 地階を除く階数が原則として 3 以上のもの

ウ 敷地が品川区地域防災計画において定められた啓開道路に接するものまたは延べ面積が 1,000 m²以上のもの

エ 延べ面積が 1,000 m²未満のもの

(4) 緊急輸送沿道建築物 緊急輸送道路等として指定された道路の沿道建築物で、高さが前面道路幅員の 2 分の 1 を超えるものをいう。

(派遣対象建築物)

第 3 条 この要綱により、アドバイザー派遣の対象となる建築物（以下「派遣対象建築物」という。）は、品川区内にある民間建築物（国、公共団体以外が所有する建築物をいう。）で次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する建築物とする。

(1) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建築物であること。

(2) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に適合している建築物であること。

(3) マンション、小規模マンションまたは緊急輸送沿道建築物であること。

2 前項の規定にかかわらず、区長は特に必要と認める建築物を派遣対象

建築物とすることができる。

(派遣対象者)

第4条 この要綱により、派遣を受けることができる者（以下「派遣対象者」という。）は、派遣対象建築物の所有者とする。ただし、区分所有建築物にあつては、区分所有者によって合意された代表者、共有建築物にあつては、共有者によって合意された代表者とする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は特に必要と認める者を派遣対象者とすることができる。

(派遣回数制限)

第5条 派遣対象者は、通算して6回を超えてアドバイザー派遣を受けることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、区長は特に必要と認めるときは、制限回数を超えてアドバイザーを派遣することができる。

(派遣申請手続)

第6条 アドバイザー派遣を受けようとする者は、耐震化アドバイザー派遣申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、区長に申請しなければならない。

(派遣の決定等)

第7条 区長は、前条の規定による申請があつたときは、内容を審査し、アドバイザー派遣の対象になることを決定したときは、協定機関に耐震化アドバイザー派遣業務・選任依頼書（第2号様式）によりアドバイザー派遣業務の実施を依頼する。

2 協定機関は、前項の規定により、区長からアドバイザー派遣業務を実施する依頼があつたときはアドバイザーを選任し、耐震化アドバイザー選任届（第3号様式）により区長に届け出なければならない。

3 区長は、協定機関から耐震化アドバイザー選任届の提出があつたときは、耐震化アドバイザー派遣承認決定通知書（第4号様式）により申請者（以下「派遣決定者」という。）に通知するものとする。

4 区長は、審査の結果、対象にならないことを決定したときは、耐震化アドバイザー派遣不承認決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

(業務報告)

第8条 アドバイザーは、業務の完了後、速やかに耐震化アドバイザー派遣業務完了報告書（第6号様式）により区長に報告しなければならない。

(派遣の辞退)

第9条 派遣決定者は、アドバイザー派遣を辞退するときは、耐震化アドバイザー派遣辞退届（第7号様式）により区長に届け出なければならない。

(派遣承認決定の取消し)

第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、アドバイザー派遣承認決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段によりアドバイザー派遣承認決定がなされたとき。

(2) 法令またはこの要綱の規定に違反したとき。

2 区長は、前項の規定によりアドバイザー派遣承認決定を取り消したときは、耐震化アドバイザー派遣承認決定取消通知書（第8号様式）により、派遣決定者に通知するものとする。

(派遣業務の取消し)

第11条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、アドバイザー派遣業務を取り消すことができる。

- (1) 第9条の規定により、耐震化アドバイザー派遣辞退届があったとき。
- (2) 前条第1項の規定により、アドバイザー派遣承認決定の取消しをしたとき。
- (3) アドバイザーが法令またはこの要綱の規定に違反したとき。

2 区長は、前項の規定によりアドバイザー派遣業務を取り消したときは、耐震化アドバイザー派遣業務取消通知書(第9号様式)により、協定機関に通知するものとする。

(委任)

第12条 この要綱の施行に関し、必要な事務手続きは、都市環境部長が定める。

付 則

この要綱は平成20年1月7日から適用する。

付 則

この要綱は平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成22年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成25年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成30年5月1日から適用する。

付 則

この要綱は令和3年4月1日から適用する。

第1号様式（第6条関係）

耐震化アドバイザー派遣申請書

年 月 日

品川区長 へ

〒
申請者 住 所
(管理組合名)

ふりがな

氏 名

電 話 ()

品川区耐震化アドバイザー派遣事業実施要綱に基づくアドバイザー派遣を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

建築物の概要

建 物 名 称			
場 所	(地名地番) 品川区 丁目 番地 (住居表示) 品川区 丁目 番 号		
建築確認年月日	昭和 年 月 日 第 号		
検 査 済 証	有・無	昭和 年 月 日 第 号	
建 築 年 月	昭和 年 月 竣工・不明		
構 造・規 模	S造・RC造・SRC造 地上 階/地下 階		
	建築面積 . m ² ・ 延べ面積 . m ²		
	住戸数 戸		
設計図書の有無	意匠図 有・無	構造図 有・無	構造計算書 有・無
履 歴	年 月	内 容	
※ 添付書類 所有者・建築年が 確認できるもの	別紙参照	受 付	※

(注意) ※のある欄は、記入しないでください。

耐震化アドバイザー派遣業務・選任依頼書

第 号
年 月 日

様

品川区長

品川区耐震化アドバイザー派遣事業実施要綱に基づき、下記のとおり耐震化アドバイザー派遣申請がありましたので、担当のアドバイザーを選任のうえ、耐震化アドバイザー派遣業務の実施をお願いいたします。

なお、品川区担当者の承諾を得てから業務を開始願います。

記

1 申請者

- (1) 住 所
- (2) 氏 名

2 対象建築物

- (1) 所 在 地 (地名地番)
(住居表示)

- (2) 管 理 者

耐震化アドバイザー選任届

年 月 日

品川区長 へ

協定機関住所・氏名

年 月 日付で依頼のあった耐震化アドバイザーの派遣について、下記のとおり担当のアドバイザーを選任しましたので届け出ます。

記

1 耐震化アドバイザー

資 格 () 級建築士 () 登録第 号

氏 名

建築士事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

住 所

電 話 番 号 ()

2 派遣対象建築物

所 在 地 品川区

所有者又は
管理者氏名

耐震化アドバイザー派遣承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

品川区長

年 月 日付で申請のあった耐震化アドバイザーの派遣について、品川区耐震化アドバイザー派遣事業実施要綱に基づき、下記のとおり派遣することに決定しましたので通知します。

記

1 派遣対象建築物

所在地 (地名地番) 品川区 丁目 番
(住居表示) 品川区 丁目 番 号

2 耐震化アドバイザー

資格 () 級建築士 () 登録第 号

氏 名

建築士事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

住 所

電話番号 ()

耐震化アドバイザー派遣不承認決定通知書

第 年 月 日
年 月 日

様

品川区長

年 月 日付で申請のあった耐震化アドバイザーの派遣について、品川区耐震化アドバイザー派遣事業実施要綱に基づき、不承認の決定をいたしましたので通知します。

記

1 建築物

(1) 所在地

地名地番	品川区	丁目	番	
住居表示	品川区	丁目	番	号

(2) 所有者氏名

2 不承認理由

耐震化アドバイザー派遣業務完了報告書

年 月 日

品川区長 へ

協定機関住所・氏名

年 月 日付第 号で依頼のあった耐震化アドバイザー派遣業務について、完了しましたので報告します。

記

1 対象建築物

- (1) 所在地 (地名地番) 品川区 丁目 番
(住居表示) 品川区 丁目 番 号
- (2) 所有者 住所
氏名
(管理組合名)

2 派遣アドバイザー

氏名

3 派遣業務内容

業務内容は別紙のとおり

派遣回数 (合計) 回

第1回派遣 年 月 日

第2回派遣 年 月 日

第3回派遣 年 月 日

耐震化アドバイザー派遣辞退届

年 月 日

品川区長 へ

届出者 住 所

氏 名

(管理組合名)

年 月 日付第 号で承認決定通知のあった下記建築物の耐震化アドバイザー派遣について、事情により辞退します。

記

1 地名地番 品川区 丁目 番

2 住居表示 品川区 丁目 番 号

3 所有者氏名

(管理組合名)

4 辞退する理由

耐震化アドバイザー派遣承認決定取消通知書

第 年 月 日 号

様

品川区長

年 月 日付で決定した耐震化アドバイザー派遣の承認について、下記の理由により取り消しましたので通知します。

記

- 1 対象建築物 地名地番 品川区 丁目 番
住居表示 品川区 丁目 番 号
所有者氏名
(管理組合名)

- 2 取消理由

耐震化アドバイザー派遣業務取消通知書

第 年 月 日
号

様

品川区長

年 月 日付で依頼した下記建築物の耐震化アドバイザー派遣業務について、品川区耐震化アドバイザー派遣事業実施要綱に基づき、取り消しましたので通知します。

記

- | | | | | | | |
|---|-------|------------------|-----|----|---|---|
| 1 | 対象建築物 | 地名地番 | 品川区 | 丁目 | 番 | |
| | | 住居表示 | 品川区 | 丁目 | 番 | 号 |
| | | 所有者氏名
(管理組合名) | | | | |
- 2 取消理由